

第 2 7 9 回 香川県内水面漁場管理委員会次第

日 時 令和 7 年 7 月 29 日 (火)

14 時 00 分～15 時 00 分

場 所 高松市サンポート 1 番 1 号

高松港旅客ターミナルビル 7 階会議室

1 開 会

2 挨 拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

1) 内水面の採捕許可について (協議)

2) 令和 7 年漁期うなぎ稚魚漁業の採捕結果について (報告)

3) 令和 7 年度しらすうなぎ養殖状況調査結果について (報告)

4) 令和 7 年度全国内水面漁場管理委員会連合会からの関係省庁提案について (報告)

5) その他

5 その他

しらすうなぎ養殖状況調査結果まとめ（令和7年漁期）

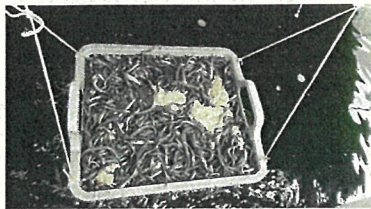
東讃・高松地区：令和7年6月26日（木）調査員：（委員会）木村委員、小山委員（県）宮奥、向井、早島、室井、三原、丸山

中讃・三豊地区：令和7年6月27日（金）調査員：（委員会）岡田委員、青木委員（県）黒瀬、宮奥、向井、吉田、早島、丸山

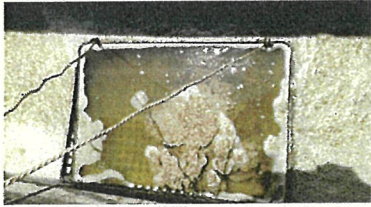
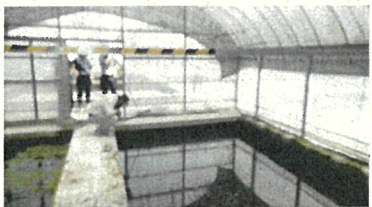
地区	通番	養殖業者	種苗購入	しらすうなぎの状態	備考
東讃	①	多田将人	なし	サイズ：10～20cm 小海川、鴨部川で採捕	・餌付け良好 ・シンコをハウスで養殖
	②	野崎浩司	なし	サイズ：15～25cm 鴨部川で採捕	・餌付け良好 ・シンコをハウスで養殖
	③	野崎覚	なし	サイズ：10cm 小海川支流で採捕	・餌付けあまりうまくいっていない ・シンコを露地で養殖
	④	大川美加	なし	-	・餌付けあまりうまくいっていない ・シンコを露地で養殖 ・全滅した
	⑤	大川健市・川西智也	なし	- 相引川で採捕	・餌付けあまりうまくいっていない ・シンコを露地で養殖 ・全滅した
	⑥	渡辺俊郎	なし	サイズ：15～25cm 古川で採捕	・餌付け良好 ・シンコをハウスで養殖
	⑦	竹内茂	なし	サイズ：15cm 本津川	・餌付け良好 ・シンコを露地で養殖
	⑧	大川義和	なし	サイズ：15cm 大屋富川で採捕	・餌付け良好 ・シンコを露地で養殖
中讃	⑨	西岡健司	なし	サイズ：15～20cm 綾川で採捕	・餌付けまずまず ・シンコを露地で養殖
	⑩	石田隆幸	なし	サイズ：15cm 大東川で採捕	・餌付けは良好 ・シンコを露地で養殖
	⑪	大森和夫	なし	確認できず 桜川、弘田川で採捕	・餌付けまずまず ・シンコをハウスで養殖 ・最近調子が良くないようで、当日ウナギを確認することできず
三豊	⑫	和泉保良	なし	サイズ：10～15cm 高瀬川で採捕	・餌付け良好 ・シンコをハウスで養殖
	⑬	渡辺宗良	なし	サイズ：20～25cm	・餌付け良好 ・シンコをハウスで養殖
計					

しらすうなぎ養殖状況調査結果（令和7年漁期）

東讃・高松地区：令和7年6月26日（木）

①多田将人 	②野崎浩司 	③野崎寛 
④大川美加 	⑤大川健市・川西智也 	⑥渡辺俊郎 
⑦竹内茂 	⑧大川義和 	

中讃・三豊地区：令和7年6月27日（金）

⑨西岡健司 	⑩石田隆幸 	⑪大森和夫 
⑫和泉保良 	⑬渡辺宗良 	

令和7年度 全国内水面漁場管理委員会連合会 中央省庁提案行動結果概要

1 実施日時 令和7年7月1日(火) 9:30~15:50

2 参加者 (役員)

会長	福留己樹夫	(鹿児島県内水面漁場管理委員会会長)
副会長	佐藤 由也	(岩手県内水面漁場管理委員会会長)
副会長	大瀬 公司	(三重県内水面漁場管理委員会会長)
副会長	荒川 敏久	(長崎県内水面漁場管理委員会会長)

(事務局)

鹿児島県内水面漁場管理委員会、岩手県内水面漁場管理委員会、三重県内水面漁場管理委員会、長崎県内水面漁場管理委員会

3 行動内容

(1) 環境省 9:30~10:00

○自然環境局、水・大気環境局、自然環境局、地球環境局、環境再生・資源循環局の各担当者から提案書に対する対応状況等の説明を受け、質疑・応答を行った。

(2) 国土交通省 10:45~11:15

○水管理・国土保全局河川環境課の担当者から提案書に対する対応状況等の説明を受け、質疑・応答を行った。

(3) 農林水産省 13:15~15:00

○水産庁管理調整課の鶴澤課長補佐に提案書を手交し、各担当者から提案書に対する対応状況等の説明を受け、質疑・応答を行った。

(4) 文部科学省 15:45~15:50

○総合教育政策局男女共同参画強制社会学習・安全課に提案書を手交した。提案書に対する回答については、後日文書で受け取るようになった。

令和7年度提案項目における香川県が選択した重点課題について

(R6.10.23 第276回香川県内水面漁場管理委員会で決定) ※提案書小項目に○

I 外来魚対策について

- 2 外来生物等の密放流禁止などの法的実効性担保のための周知啓発強化及び外来生物法違反防止措置の推進、必要な予算の確保

II 鳥類による食害対策について

- 1 「カワウ被害対策強化の考え方」に沿ったカワウの個体数の調整・管理、国主導によるカワウ対策の推進、全国的体制によるカワウ対策の方針策定及び国の十分な支援によるカワウ駆除等の推進

III 魚病対策について

- 3 多種の医薬品及びワクチンの早期実用化に向けた水産用医薬品開発に向けた対策の推進

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

- 1 大規模災害に強く、水生生物の生息に適した川づくりの推進
- 2 漁場管理上支障をきたしている土砂、流木等の除去・防除、水源かん養林等の整備と林業関係者への指導・啓発等、河川の適正流量見直しの検討
- 3 殺虫剤等による水生生物への影響の調査評価と対策、水質環境基準設定の研究支援、適切な排水基準の設定及び栄養塩管理による水質の保全
- 5 内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性等の国民への啓発活動の展開

V 放射性物質による汚染対策について

- 2 放射線量の広域調査、放射性物質による汚染の実態把握

VI ウナギの資源回復について

- 2 シラスウナギの流通の透明化の推進、国主導による組織横断的な取締りの推進
- 4 ニホンウナギ資源回復の推進、下リウナギの採捕禁止措置等の推進

VII 内水面漁場管理委員会制度について

- 1 内水面漁場管理委員会制度の堅持

提 案 書

全国内水面漁場管理委員会連合会

提 案 書

内水面漁業は、水産物の供給機能のほか、自然環境の保全、地域社会の維持、自然体験活動等の場の提供等といった多面的機能を有しており、これらの機能が将来にわたって適切に発揮されることが国民生活を豊かにする上で重要です。

内水面漁場管理委員会は、河川湖沼における水産動植物の採捕、増殖等に係る事項を管理・処理する機構として、漁業法に基づき各都道府県に設置された行政委員会であり、当全国内水面漁場管理委員会連合会はその全国組織であります。

当連合会では、漁場である河川湖沼における総合的利用計画やその環境保全等の全国的共通重要課題についての解決方策を検討しているところであり、その実現に向け令和7年5月30日開催の通常総会において、別紙のとおり提言することを決議いたしました。

つきましては、これら提案の実現に向けて、格別のご検討とその対応を賜りたくお願い申し上げます。

この度の提案では、重点的に検討いただく項目を重点項目として整理しています。

なお、提案の大項目の記載順は、優先順位を示すものではありません。

令和7年7月1日

全国内水面漁場管理委員会連合会

会 長 福 留 己 樹 夫

I 外来魚対策について

【趣旨】

平成17年6月施行の「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」により、生きた特定外来生物の持ち出しや移植放流が制限され、平成25年6月の改正で、飼養等の許可を受けた者だけでなく密放流者にも拡大して、放流した特定外来生物の回収まで措置命令ができるようになりました。

また、魚類の特定外来生物は、令和6年7月1日までにオオクチバス、ブルーギル等の26種が指定され、状況に応じて規制対象種が拡大されてきました。

さらに、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、オオクチバスを始めとする特定外来生物等による被害防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、令和5年度においても共同漁業権911件中453件で外来生物による漁業被害が発生しており、漁業被害をもたらす新たな外来生物(特定外来生物に指定されていない外来生物)の侵入も報告されています。

このような中で、これまで地方自治体や漁業協同組合が様々な方法で駆除等を行っておりますが、生息域や食害が減少しておらず、十分な成果が得られていないのが現状です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

1 重点

オオクチバス、コクチバス、ブルーギル及びチャネルキャットフィッシュをはじめとした外来魚の生息状況、生態及び漁業被害の把握と最新の知見を取入れた効果的な駆除技術等の開発に努めるとともに、開発された駆除技術等を戦略的に普及・指導し、漁業協同組合等が適切な対策を実施できるよう柔軟に活用できる事業と十分な予算を確保すること。

特に、コウライオヤニラミなど新たに生息が確認され今後拡大が懸念される種については、生息域が拡大しないよう速やかに生息状況や生態に係る調査を行うとともに集中的な駆除等の対策を図ること。

加えて、ミシシippアカミミガメ等の条件付き特定外来生物の駆除技術開発や駆除等への支援、レイクトラウトやブラントラウトなど産業管理外来種に関する情報発信や啓発の強化についても行うこと。

- 2 外来生物等の密放流禁止などの法的実効性を担保するため、釣り人や関係団体等を中心に広く周知啓発を強化するとともに、関係者と連携した取締りの強化など外来生物法違反の防止に係る具体的措置を強力に推し進めること。また、これらの措置に必要な予算を十分に確保すること。

- 3 漁業権が設定されていないダムや灌漑用ため池等においては、管理者に対して外来生物等の駆除及び発生の抑制等による生態系の保全対策に積極的に取り組むよう促すこと。

Ⅱ 鳥類による食害対策について

【趣旨】

平成19年6月改正の「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則」により、カワウが狩猟鳥獣に指定され、防除対策が進められています。

また、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、カワウ等の鳥獣による被害の防止措置に対する支援等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

しかしながら、カワウの行動範囲は県域を越えた広範な地域に及び、かつ効率的な駆除の方法や体制が未確立のため、水産資源に対するカワウの食害は益々深刻な問題となっています。

更に、カワウ以外にもサギ類・カモ類の食害也多発しており、令和6年度の調査では共同漁業権906件中544件で鳥類による被害が報告されるなど、無視できないものとなっています。

このように、鳥類による食害防止にあたっては、効率的な被害防止手法の開発と、広域的な対策の実施が不可欠であり、国のリーダーシップの発揮と指導・支援の強化が望まれます。

つきましては、下記の事項について提案します。

記

○1 重点

カワウによる食害軽減のため、平成26年4月に農林水産省・環境省が「カワウ被害対策強化の考え方」で示した「被害を与えるカワウの個体数を令和5年度までに半減させる」目標は達成できず、その達成期限は令和10年度に見直された。

この目標を達成するため、これまでの取組等の検証で判明した課題（銃器使用の制限緩和、捕獲事業者の育成、繁殖場の樹木伐採など）への対策を「カワウ被害対策強化の考え方」に取り入れたカワウの個体数の調整・管理を行い、より実効性のあるカワウ対策を国主導で推進すること。

また、既存の広域協議会と連携した全国的な体制のもと、カワウ対策の具体的な方針を策定し、国の十分な支援のもとカワウの駆除等を進めていくこと。

2 サギ類等による食害も全国的に発生しているため、特にサギ類の生息状況等について把握すること。

また、早期に効率的な防除対策を実用化し、導入促進を図ること。

3 健全な内水面漁場を維持するため、カワウ・サギ類等の食害など内水面漁業被害に対し、適切な対策が実施できるよう、漁業協同組合等が行う駆除や追い払いなどの支援事業と予算を充実させること。

Ⅲ 魚病対策について

【趣旨】

平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、内水面水産資源に係る伝染性疾病の予防等について、国等の講ずべき事項が明記されました。

このような中、平成28年1月の水産資源保護法施行規則及び持続的養殖生産確保法施行規則の改正により、輸入防疫及び国内防疫の対象疾病及び対象動物等が見直され、平成28年7月には水産防疫に係る基本的な方針である水産防疫対策要綱が策定（令和2年12月最終改正）され、新たな疾病の水際防疫や国内防疫体制の強化が図られました。

しかしながら現状をみると、重要種であるアユでは、冷水病の被害が後を絶たない状況にあり、また、平成19年に国内で初めて確認されたエドワジエラ・イクタルリ症が現在も散見されているなど、予断を許さない状況が続いています。

同様にコイでは、多くの共同漁業権漁場で漁業権魚種になっていますが、平成15年11月にコイヘルペスウイルス（KHV）病の確認以降、稚魚放流による増殖が困難な状況にあり、漁業権管理や漁協経営上の大きな問題となっています。

また、KHV病については既発生水域と未発生水域が混在することから、コイの増殖及び流通行為が制限されており、コイ漁業に極めて大きな打撃を与えております。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

1 重点

アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ症について、養殖及び放流後の河川における被害低減に係る対策技術の開発と普及を行うとともに、まん延防止のため、全国的な防疫体制構築の施策を継続的に実施すること。

さらに、水域の特性に応じた対策を図るために、河川内での冷水病等の病原菌の時空間的な変遷や分布を把握する基本的手法（環境DNA解析など）を確立し、全国河川における調査を実施すること。

2 KHV病発生から20年が経過している。感染水域拡大により深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けて、これまでに蓄積された知見を踏まえ、既発生の公共用水域における放流・移殖・持ち出しの制限を解除するための基準、またその進捗を国は速やかに示すこと。

○3 現状のような個々の魚種に対する水産用医薬品の開発は、市場規模の小さい魚種では進みにくいことから、既存医薬品の効能拡大による承認や

承認可能な新たなワクチンの追加等制度が改正された。

しかしながら、内水面漁業では使用可能な医薬品が非常に少ない現状にある。効能拡大による同一の医薬品の頻回使用は薬剤耐性菌の発生リスクを高めることから、多種の医薬品及びワクチンが早期に実用化されるよう、今後も引き続き効果的な医薬品開発に向けた対策を進めること。

IV 河川湖沼環境の保全及び啓発について

【趣旨】

平成9年の河川法改正で、河川管理の目的として、治水・利水に加え河川環境（水質、景観、生態系等）の整備と保全が位置付けられ、令和3年6月に森林・林業基本計画が、令和4年3月に水産基本計画が見直され、漁場の環境保全に向けた施策が推進されています。しかし、現状では、良好な環境が維持されているとは言えない漁場が多くあり、内水面漁業振興のためには河川管理者と漁場を管理する漁業協同組合の連携強化をはじめとした河川湖沼の環境改善が不可欠です。

また、啓発の面では、平成18年12月に教育基本法改正で、教育の目標の一つに、「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」が明記されています。

河川湖沼環境の保全については、当連合会がこれまで行ってきた提案内容であり、「内水面漁業の振興に関する法律」にもその内容が盛り込まれており、今後、関連施策と連携した推進が必要となります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

○ 1 重点

近年の気候変動で大型台風や集中豪雨による河川の氾濫が頻発し、内水面漁業へも大きな被害をもたらしているため、大規模災害に強い生産体制整備への細やかな支援策について検討を進めるとともに大規模災害に強い川づくりを一層進めていくこと。

また、河川及び河川工作物の整備・改修及び災害復旧等にあたっては、漁業への影響が最小限になるよう配慮するとともに、事業計画段階から水生生物の専門家や地元漁業協同組合が参画できるよう配慮し、魚類等の遡上や降下、産卵場や幼稚魚の育生場、捕食者からの隠れ場の確保など水生生物の生息に適した川づくりを強力に進めていくこと。

○ 2 重点

河川湖沼の環境を保全し、豊かな水産資源を中心とした生態系を維持するため、漁場管理上支障をきたしている河川及び湖沼内樹木や土砂、流木等の除去・防除はもとより、水源かん養林等の整備及び森林伐採後の確実な造林等の林業関係者への指導・啓発等の対策を引き続き行うこと。

また、河川の適正流量の算出方法については、現状の魚類の渇水時における産卵条件と移動経路の確保の観点からだけではなく生活史全般に配慮するよう、近年の研究結果等を踏まえて、適宜見直しを検討し、引き続き水辺環境の再生、良好な漁場形成を図ること。

- 3 水田や山林において使用される環境負荷の大きい殺虫剤やプラスチック被膜された徐放性肥料ならびに除草剤等は、水生生物の繁殖成育に最も重要である3月から6月に濁水とともに公共水面に流出している。国は水生生物への影響を最新の知見に基づき的確に調査評価するとともに、啓発・普及に留まらない実効性のある対策を速やかに講じること。

また、水生生物の保全に係る水質環境基準の設定に際し、必要となる科学的知見をより深めるための研究支援を行い、水生生物の繁殖、生育に配慮した適切な排水基準の設定及び窒素、リン等の栄養塩管理による水質の保全を図ること。

- 4 オオカナダモやカワシオグサ等の藻類の異常繁殖、また、ミズワタクチビルケイソウ、ナガエツルノゲイトウ、オオバナミズキンバイ等の分布域拡大は、河川湖沼への在来生態系への脅威だけでなく、内水面漁業の妨げになるなど深刻な問題となっている。

このため、国は調査研究機関との連携を強化し、これらの種ごとの異常繁殖の原因究明及び効果的な除去・防除方法の開発を進め、その繁殖拡大の防止に努め、関係者と連携して除去対策を講じること。

- 5 多面的機能を有する内水面を持続的に活用していくため、内水面漁業の魅力、自然環境保全の重要性、本来生息しない動植物（特定外来生物及び国内外来種等）が漁業のみならず生態系に及ぼす影響について、各省庁間で情報共有しながら、多くの国民に対し積極的に啓発活動を引き続き展開していくこと。

特に児童生徒に対して、上記の啓発が重要であるため、国が出先機関等を通じて、河川・湖沼・ため池の管理者等に対し、関係機関と緊密な連携により効果的な体験学習や学校教育を推進するよう働きかけること。

また、高齢者や障害者を含め、誰もが水辺にアクセスしやすい環境整備を行うとともに、ゴミの放置や騒音の防止など、公共の場である河川の利用マナー徹底について、実効性のある対策を講じること。

- 6 濁水現象が発生するダム（農業利水用のダムを含む）については、放流水の濁度の基準化を行い、濁水対策施設の整備など、濁水の下流河川への流入が長期化しないよう関係者と協議するとともに、引き続き必要な対策を講じること。

一部のダムでは、上流域から流入した濁水がストックされ徐々に放流されることにより下流河川での濁水の長期化、河床の低下やアーマー化が発生し、アユや溪流魚の生息環境を悪化させ、大きな漁業被害につながることから、ダム設置者が主体となって河川の水生生物に与える影響についての調査を十分に行うとともに、必要な対策を講じること。

- 7 天然遡上アユについて、関係都道府県と連携した調査・研究体制により、地球温暖化による水温上昇の影響も踏まえて、海域を含めたアユ仔魚の生残・成育と環境要因の調査分析を行い、資源量の増減メカニズムの解明を図り、引き続き、効果的な増殖や資源管理のための技術開発を進めること。

- 8 気候変動が内水面漁業に与える影響について、研究や知見の整理を早急に進め、その適応策について検討を進めること。

V 放射性物質による汚染対策について

【趣旨】

平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」により、平成23年の原子力事故による被害等への対策について、当分の間、国等の講ずべき事項が附則として記載されました。

当該原子力事故による放射性物質の拡散が、10年以上経過しても、人の生活、食品、水生生物の生息環境など様々な分野に悪影響を及ぼしています。

淡水魚で基準値を超える放射性セシウムが検出された魚種が一部地域において確認され、国による出荷制限、県による採捕自粛要請が出されています。

特に、出荷制限を受けている河川湖沼では、長期に渡って、漁業、遊漁が規制されることから漁協経営に大きな影響を受けており、放射線量の低下による制限の解除が望まれるところですが、いつになるか目処が立たない状況です。

このような状況下で、食の安全・安心のためにも、淡水魚の放射性物質による汚染への対策を確実に行う必要があります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

1 重点

河川湖沼環境中の放射性物質については、基本的に除染をしない方針が示されたが、関係法令において河川・湖沼を除染の対象外とした経緯やその科学的根拠について、国民に分かりやすく丁寧に説明するとともに、現在流通する水産物は厳格な安全基準を満たしたものであることをより一層国民に周知すること。

また、未だ流通できない魚種等を抱える地域もあることから、漁業の再開に向けた具体的な支援策を検討すること。

- 2 淡水魚及び河川湖沼環境中の放射線量調査を広域かつ詳細に行うことはもとより、内水面漁業対象種等には淡水域と海域を往来する生物も多いことに鑑み海域も含めて、放射性物質による汚染の実態を長期的に把握するとともに、降雨等により放射性物質が河川湖沼に流入することによる影響を把握すること。
- 3 淡水魚の魚体内に放射性物質が蓄積するメカニズムと低減に関するプロセスの解明について、引き続き知見の蓄積を図るとともに、これまで判明した研究の成果について対象魚種ごとに取りまとめ、県などと連携して積極的に漁業・流通・消費の各現場に紹介し、漁業の早期再開に向けた効果的な道筋や対策を早急に検討すること。

VI ウナギの資源回復について

【趣旨】

内水面の重要な漁業資源であるニホンウナギについては、近年漁獲量が減少しており、国際自然保護連合（IUCN）の絶滅危惧種に指定されるなど、資源水準の極端な低下が指摘されています。

ニホンウナギの生態は、その多くが未だ明らかとなっておらず、効果的な資源管理・増殖手法が確立されていないのが現状です。

このような中、平成26年6月施行の「内水面漁業の振興に関する法律」では、うなぎ養殖業者の許可制が導入され、令和2年12月の漁業法改正により、うなぎ稚魚の採捕は許可漁業とされたほか、うなぎ養殖業管理団体により全国的な資源管理の取組みが進められているところです。

また、本連合会においても平成29年5月に「ウナギの資源管理に係る取組方針」を策定し、平成30年7月3日に全国内水面漁業協同組合連合会と下りウナギ保護に係る共同決議を水産庁長官に報告しました。

内水面漁業協同組合がニホンウナギ資源の維持増大のため、種苗放流等の増殖行為に取り組んでおりますが、近年のシラスウナギの不漁は放流事業に深刻な影響を与えております。

放流用種苗の確保のため、人工種苗生産技術への期待が高まっておりますが、平成22年に水産総合研究センターが完全養殖に成功し、生産技術は着実に進んでいますが、未だ大量生産技術の実用化には至っておらず、依然として天然由来の種苗に頼らざるを得ない状況であります。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

1 重点

来遊するシラスウナギを含めてニホンウナギの生理・生態等に関する調査研究を一層推進し、ニホンウナギに好適な生息環境の保全及び回復を図るとともに、適正な放流手法の確立と放流体制の構築に係る支援に取り組むこと。

○ 2 シラスウナギは県域を越えて広く流通するため、国主導によるシラスウナギの流通の透明化を推進すること。

また、漁業法の改正により罰則が大幅に強化されたことから、組織化及び広域化するシラスウナギ違法採捕に対処するため、国主導で取締機関との連携体制を充実させて、実効性のある組織横断的な取締りを進めること。

3 シラスウナギの大量生産技術の実用化に向け、国が主導となって引き続き技術開発を一層推進するとともに、都道府県等の関係機関に積極的に生産技術の紹介等を行い、社会実装に向けた取組みを推進させるため、必要な措置を講ずること。

- 4 ニホンウナギ資源の回復を図るため、関係諸国、各都道府県及び関係団体等と連携した資源管理体制を機能させ、一層推進していくこと。

また、国において内水面ならびに沿岸海域における下りウナギの採捕禁止措置等、具体的な対策を図っていくこと。

VII 内水面漁場管理委員会制度について

【趣旨】

内水面漁場管理委員会は、地方自治法及び漁業法に基づいて設置された行政委員会であり、漁業権や水産動植物の採捕及び増殖に関する事項並びに水産資源の保護に関する事項等幅広い業務を担い、漁業制度の円滑な運営を確保してきました。

近年、内水面漁業を取り巻く問題は、外来魚、魚病、鳥類による食害、環境保全、放射性物質による汚染対策等、複雑化・多様化しています。このような中、平成26年度には「内水面漁業の振興に関する法律」が制定され、内水面漁業の振興においては関係者相互間の連携協力体制の整備の重要性が明記されました。

また、70年ぶりに改正された「漁業法」においては、現行の委員会制度が維持されるとともに、内水面が有する多面的機能の発揮などの新たな項目が追加され、諸問題に的確に対応してきた内水面漁場管理委員会の果たすべき役割はますます重要となっています。

一方、漁業調整委員会等交付金は、過去の三位一体改革により一部が税源移譲されましたが、内水面漁場管理委員会が、前述の諸問題に適切に対処していくためには、安定した財政基盤の裏付けが必須です。

つきましては、下記の事項について提案いたします。

記

- 1 内水面漁場における漁業調整機構として、多年にわたり調整問題を解決してきた内水面漁場管理委員会制度を堅持すること。
- 2 独立の行政委員会として都道府県財政に左右されず適正な法令事務を遂行するため、内水面漁場管理委員会への交付金の維持・確保を図ること。